

【事案Ⅱ－7】入院共済金・解除無効確認請求

・平成29年2月3日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は免疫疾患により入院したため、入院共済金を請求したところ、頰椎捻挫の治療のための通院の事実に関する告知義務違反により、契約を解除された。しかし、申立人は被申立人の支店窓口担当者から事実の不告知をすることを勧められたものであり、被申立人のなした契約解除は無効であるとして申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 被申立人は、入院共済金日額に入院日数を乗じた入院共済金およびこれに対する遅延損害金を支払え 2. 契約解除は無効であることを確認する、との判断を求める。
(1) 申立人は免疫疾患により入院、入院共済金を請求したところ、告知義務違反を理由に共済契約を解除する旨の通知を受けた。
(2) しかし、申立人は、上記共済の申し込み当時、「単なる打撲や捻挫は大丈夫か」と窓口の担当者に質問した際、「大丈夫ですよ」との返答があったため、「いいえ」に印をつけたものである。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。
(1) 申立人は、本件共済契約の申込日より前の平成27年2月から平成27年4月までの期間、頰椎捻挫の治療のためA労災病院に通院していた。
(2) この事実は質問表に該当するが、申立人は「いいえ」（該当しない）と回答している。
(3) このことは、約款・事業規約に規定する「共済契約者または被共済者が、共済契約締結（中略）当時、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。」に該当するものであって、被申立人がなした本件共済契約の解除は正当である。なお、告知義務違反による解除の原因事実と因果関係のない疾病の治療にかかる解除日までの入院・入院前通院・手術共済金は支払済である。
(4) 申立人は加入手続き時に「打撲や捻挫について質問している」と主張しているが、当該窓口へ確認した結果、申立人の主張する質問・回答がされた経過は確認されていない。また、被申立人においては、窓口担当者に重要な告知がされた場合には、質問表への記載を勧める実務がなされているところ、申立人が窓口担当者に対して

本件質問表の重要な事項を告げたと認めるに足る証拠はない。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求を棄却する。」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 仮に、申立人の主張のとおりのようなやり取りがあったとしても、当該のやり取りが加入申込書等の注意書きの記載と関連してなされたものであったことからすると、当該のやり取りはあくまでも怪我が完治している場合についてのものであり、申込日現在完治している打撲、捻挫その他の軽いけがの場合には、手足以外の部位の打撲、捻挫その他の軽いけがであっても、告知する必要はない、と説明する趣旨のものであったと解される。
- (2) しかし実際には、本件告知の当時、申立人の頸椎捻挫は完治しておらず、告知当日にも当該の傷病の治療のために通院して治療は継続中であったのだから、上記のような申立人の主張するとおりの応答をしていたとしても、そのことが原因となって申立人が自分の頸椎捻挫に係る受療等の事実については告知の必要がないと誤解したなどということは、通常は考え難いことである。

したがって、仮に申立人の主張のとおりのようなやり取りがあったとしても、申立人による正当な告知を妨げたものとはいえない。